

【補註1】 Videha (ヴィデーハ国)

[0] 「ヴィデーハ」(P. Skt. Videha)は種族の名である。ヴィデーハ人は古くはミティラーを首都として王国を構成していた。ミティラーは伝統的に西のガンダキ川、東のコシ川、南のガンガー川、北のマハーバーラト山脈を境界としていた。後に地方名となり、グプタ期以降のティーラプクティ(イギリス領時代のティルフト)とほぼ重なる⁽¹⁾。

ヴィデーハ族は釈尊の時代にはヴェーサーリーを首都とするリッチャヴィ(Licchavi)と並んで、ヴァッジ(Vajji)連合国を構成した八種族の一になっていたとされる⁽²⁾。また一方ではマガダ国王家がヴィデーハ族と姻戚関係にあったという説も唱えられ、釈尊時代のヴィデーハ族がどのような状態であったかについては諸説があるようである⁽³⁾。

(1) 『南アジアを知る事典』平凡社 1992年、「ミティラー」の項参照。

(2) T. W. リス・デヴィッツ著、中村了昭訳『仏教時代のインド』大東出版社 1984年 pp.18,19; Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names* の 'Vajji' および 'Videha' の項参照。

(3) マガダの阿闍世王は Vedehiputta (ヴィデーハ族の女の息子)といわれるため、ピンピサーラは妃をヴィデーハ族から迎えたと考えられる。

また、コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』岩波書店 1966年 p.192には「ミティラーは都市の名であり、伝承上の十六国のうち一国の名でもあったが、その部族は滅んでいた。その最後の王はイクシュヴァーク〔伝説上の王〕の直系の子孫と称したスミトラであったが、ブッダの生まれたころに死んでいる。コーサラがミティラーを併合する前にヴィデーハを併合したのか、あるいはコーサラが両国を征服した後にミティラーがヴィデーハに結びつけられたのかわからないが、前六世紀中ごろにはミティラーとヴィデーハの人民は独立した存在ではなかった。さらに、マガダは、その東にあってガンジス川の両側に領土をもったアンガ族を吸収し、その都のチャンパー(今日のパーガルプル)は取るに足らぬ村となり、マガダのピンピサーラ王は、供犠をおこなったバラモンの祭司にこれを施与した。ふつうの部族よりも重要なのは商人であって、一般にサタヴァーハ(隊商)とかヴァイデーヒカとよばれた。後者は「ヴィデーハ族」の人を意味する。全商人がもはや一部族や一国に属することはなくなり、ヴィデーハ族は滅んだけれども、ヴァイデーヒカという造語法によって、この職業の起源が特定の部族のギルドと結びついていたことが明らかである」とある。

[1] ヴィデーハとミティラーの漢訳名には以下のものがある。

[1-1] A資料ではヴィデーハの漢訳名として以下のものがある。

鞞陀提：中阿含 067「大天捺林經」(大正 01 p.511 下)我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天捺林中。

鞞陀提：中阿含 161「梵摩經」(大正 01 p.685 上)我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

鞞提訶國：雜阿含經(大正 02 p. 027 下)一時佛住王舍城。時有尊者。名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絳羅城菴羅園中。

尾提呬城：大堅固婆羅門緣起經(大正 01 p.210 下)蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。

鞞提施：阿那邠邸化七子經(大正 02 p.862 下)捨此鞞提施人。捨此迦尸人。猶如此閻浮提十六大國男女大小。

数：長阿含 003「典尊經」(大正 01 p.033 上)：數彌薩羅城。

[1-2] B資料ではヴィデーハの漢訳名に以下のものがある。

鞞提呵：大寶積經(大正 11 p.432 上)鞞提呵國人大獲善利是尼彌王。解了諸法如法爲王。

鞞提訶：大集經(大正 13 p.371 中)六者嚙宿主鞞提訶國。七者參宿主於利利

鞞提醯：根本有部律雜事(大正 24 p.334 上など)乃往過去有鞞提醯國。(p.339 下)大藥答曰。我從鞞提醯城來。

毘提訶：方廣大莊嚴經(大正 03 p.542 上)或有天言。摩伽陀國毘提訶王。

毘提訶：佛所行讚(大正 04 p.017 上)毘提訶富利 有二婆羅門 一名爲大壽 二名曰梵壽

毘提訶：根本有部律藥事(大正 24 p. 070 下)乃往古昔。時毘提訶國。有五百群臣。

毘提呵：優婆塞戒經(大正 24 p.1063 上)善男子。毘提呵國有七寶藏名半陸迦。

毘提：根本有部律藥事(大正 24 p.071 上)生毘提國大夫人腹。而處其胎。十月滿已誕生一女。

毘提：阿育王經(大正 50 p.142 下)便往毘提國於彼出家。

毘提耶：仏本行集經(大正 03 p.919 中)取五百枚波利沙般。私往至於毘提耶國。

毘提醯：雜寶藏經(大正 04 p.454 上)尋生毘提醯王家作女。自知宿命。年既長大。

毘提醯：正法念處經(大正 17 p.400 中)名他爲伽國。名毘提醯國。廣百由旬。安輸國。

毘提羅：摩訶摩耶經(大正 12 p.1014 中)毘提羅國離車民衆。及摩竭王阿闍世等

尾提訶：根本有部律藥事(大正 24 p.070 中など)乃往古昔。於婆羅痾斯。有梵德王。正紹王位。去此不遠。

有尾提訶國起逆。

比提醯：雜寶藏經(大正 04 p.456 上)二是比提醯國王。比提醯王。有大香象。

比提醯：雜寶藏經(大正 04 p.487 中)亦復曾於迦尸國比提醯國二國中間。有大曠野。

比提希：雜寶藏經(大正 04 p.486 中)佛言。昔迦尸國王。名曰滿面。比提希國。

勝身：根本有部律藥事(大正 24 p.030 中)於勝身城。人間遊行。至彌替羅。

[1-3] A資料のミティラーの漢訳名は以下のものである。

補註

彌薩羅：長阿含 003「典尊經」（大正 01 p.033 上）：數彌薩羅城。

彌薩羅：中阿含 067「大天捺林經」（大正 01 p.511 下）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天捺林中。

彌薩羅：中阿含 161「梵摩經」（大正 01 p.685 上）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

彌絺羅：雜阿含 099（大正 02 p.027 中）名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絺羅城菴羅園中。

彌絺羅：雜阿含 1178（大正 02 p.317 中）一時佛住彌絺羅國菴羅園中。時有婆四吒婆羅門尼。

彌絺羅：別訳雜阿含 001（大正 02 p.374 上）一時佛在彌絺羅國菴羅園。爾時尊者善生初始出家。

彌絺羅：別訳雜阿含 092（大正 02 p.405 中）一時佛在彌絺羅國菴羅園。爾時婆私吒婆羅門女。新喪第六子。

彌體羅：大堅固婆羅門緣起經（大正 01 p.210 下）蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提吧城。

彌夷：梵摩滄經（大正 01 p.883 中）時有逝心。名梵摩滄。彌夷國人也。

蜜噠羅：增一阿含 050-004（大正 02 p.806 下）一時婆伽婆在摩竭國蜜噠羅城東大天園中止。

[1-4] B資料のミティラーの漢訳名には以下のものがある。

彌緹羅：彌勒下生成佛經（大正 14 p.424 上）伊勒鉢大藏乾陀羅國。般軸迦大藏在彌緹羅國

彌緹羅：彌勒大成佛經（大正 14 p.430 上）在彌緹羅國。寶伽羅大藏。在須羅吒國。穰佉大藏。

彌絺羅：婆沙論（大正 27 p.429 中）曾聞佛住彌絺羅呂大自在天菴羅林內。有梵志婦名婆肆提。

彌絺羅：阿毘曇毘婆沙論（大正 28 p.322 下）曾聞佛住彌絺羅國摩訶提婆菴羅林中。時有婆羅門婦。名婆肆吒。

彌絺羅：寶頭盧突羅闍爲優陀延王說法經（大正 32 p.785 下）彌絺羅檀特伽王種。是等人王。皆爲欲故。

彌體羅：衆許摩訶帝經（大正 03 p.934 下）都彌體羅城。於最後王復生一王。名大天王。

彌夷羅：十二遊經（大正 04 p.147 上）時目連爲彌夷羅國中作承相將軍。

彌地羅：根本有部律藥事（大正 24 p.058 中）乃往古昔。彌地羅國。有轉輪王名爲大天。

彌替羅：根本有部律藥事（大正 24 p.030 中）我今欲往彌替羅聚落。阿難陀自言。唯然。我願隨從。爾時世尊。

弭癡羅：佛母大孔雀明王經（大正 19 p.422 下）常乘御於人 住弭癡羅國

弭癡羅：大孔雀呪王經（大正 19 p.464 中）住弭癡羅國 多有諸人衆 來從乞實語

無夷：六度集經（大正 03 p.048 中）聞如是。一時衆祐在無夷國。坐于樹下

[2] 漢訳はヴィデーハとミティラーにどのような「国」「都」などの属性を付すか。

[2-1] ヴィデーハを「国」とするA資料

中阿含 067「大天捺林經」（大正 01 p.511 下）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天捺林中。

中阿含 161「梵摩經」（大正 01 p.685 上）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

雜阿含 099（大正 02 p.027 中）：一時佛住王舍城。時有尊者。名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絺羅城菴羅園中。

[2-2] ヴィデーハを「城」とするA資料

大堅固婆羅門緣起經（大正 01 p.210 下）：蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提吧城。

[2-3] ヴィデーハに属性を付さないA資料

阿那邠邸化七子經（大正 02 p.862 下）：捨此鞞提施人。捨此迦尸人。猶如此閻浮提十六大國男女大小。

長阿含 003「典尊經」（大正 01 p.033 上）：數彌薩羅城 西陀路樓城

[2-4] ヴィデーハを「国」とするB資料

大寶積經（大正 11 p.432 上）：鞞提訶國人大獲善利是尼彌王。解了諸法如法爲王。

大集經（大正 13 p.371 中）：六者嚙宿主鞞提訶國。七者參宿主於利利

根本有部律雜事（大正 24 p.334 上など）：乃往過去有鞞提醯國。（p.339 下）大藥答曰。我從鞞提醯城來。

根本有部律藥事（大正 24 p.070 下）：乃往古昔。時毘提訶國。有五百群臣。

優婆塞戒經（大正 24 p.1063 上）：善男子。毘提訶國有七寶藏名半陸迦。

根本有部律藥事（大正 24 p.071 上）：生毘提國大夫人腹。而處其胎。十月滿已誕生一女。

阿育王經（大正 50 p.142 下）：便往毘提國於彼出家。

仏本行集經（大正 03 p.919 中）：取五百枚波利沙般。私往至於毘提耶國。

正法念處經（大正 17 p.400 中）：名他鶩伽國。名毘提醯國。廣百由旬。安輸國。

摩訶摩耶經（大正 12 p.1014 中）：毘提羅國離車民衆。及摩竭王阿闍世等

根本有部律藥事（大正 24 p.070 中など）：乃往古昔。於婆羅痾斯。有梵德王。正紹王位。去此不遠。有尾提訶國起逆。

雜寶藏經（大正 04 p.456 上）：二是比提醯國王。比提醯王。有大香象。

雜寶藏經（大正 04 p.486 中）：佛言。昔迦尸國王。名曰滿面。比提希國。

雜寶藏經（大正 04 p.487 中）：亦復曾於迦尸國比提醯國二國中間。有大曠野。

[2-5] ヴィデーハのその他のB資料

補註

方廣大莊嚴經（大正03 p.542上）：或有天言。摩伽陀國毘提訶王。

佛所行讚（大正04 p.017上）：毘提訶富利 有二婆羅門 一名爲大壽 二名曰梵壽

雜寶藏經（大正04 p.454上）：尋生毘提醯王家作女。自知宿命。年既長大。

[2-6] ミティラーを「国」とするA資料

大堅固婆羅門緣起經（大正01 p.210下）：蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。

梵摩渝經（大正01 p.883中）：時有逝心。名梵摩渝。彌夷國人也。

雜阿含1178（大正02 p.317中）：一時佛住彌絺羅國菴羅園中。時有婆四吒婆羅門尼。

別訳雜阿含001（大正02 p.374上）：一時佛在彌絺羅國菴婆羅園。爾時尊者善生初始出家。

別訳雜阿含092（大正02 p.405中）：一時佛在彌絺羅國菴婆羅園。爾時婆私吒婆羅門女。新喪第六子。

[2-7] ミティラーを「城」とするA資料

雜阿含099（大正02 p.027中）：名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絺羅城菴羅園中。

增一阿含050-004（大正02 p.806下）：一時婆伽婆在摩竭國蜜嚩羅城東大天園中止。

[2-8] ミティラーに属性を付さないA資料

中阿含067「大天捺林經」（大正01 p.511下）：我聞如是。一時佛遊鞞提訶國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天捺林中。

中阿含161「梵摩經」（大正01 p.685上）：我聞如是。一時佛遊鞞提訶國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

[2-9] ミティラーを「国」とするB資料

六度集經（大正03 p.048中）：聞如是。一時衆祐在無夷國。坐于樹下

十二遊經（大正04 p.147上）時目連爲彌夷羅國中作承相將軍。

彌勒下生成佛經（大正14 p.424上）：伊勒鉢大藏在乾陀羅國。般軸迦大藏在彌緹羅國

彌勒大成佛經（大正14 p.430上）：在彌緹羅國。寶伽羅大藏。在須羅吒國。穰佉大藏。

佛母大孔雀明王經（大正19 p.422下）：常乘御於人 住弭癡羅國

大孔雀呪王經（大正19 p.464中）：住弭癡羅國 多有諸人衆 來從乞實語

根本有部律藥事（大正24 p.058中）：乃往古昔。彌地羅國。有轉輪王名爲大天。

阿毘曇毘婆沙論（大正28 p.322下）：曾聞佛住彌絺羅國摩訶提婆菴羅林中。時有婆羅門婦。名婆肆吒。

[2-10] ミティラーを「城」とするB資料

衆許摩訶帝經（大正03 p.934下）：都彌體羅城。於最後王復生一王。名大天王。

[2-11] ミティラーを「村」とするB資料

根本有部律藥事（大正24 p.030中）：我今欲往彌耆羅聚落。阿難陀自言。唯然。我願隨從。爾時世尊。

阿毘達磨大毘婆沙論（大正27 p.429中）：曾聞佛住彌絺羅邑大自在天菴羅林內。有梵志婦名婆斯搆。

[2-12] ミティラーに属性を付さないB資料

賓頭盧突羅闍爲優陀延王說法經（大正32 p.785下）：彌絺羅檀特伽王種。是等人王。皆爲欲故

[3] 原始仏教聖典に記されるヴィデーハとミティラーの関係はどのようなものであるか。一般の理解としては、ヴィデーハ人の都がミティラーであるが、上に見たように漢訳には「ミティラー国」という表現も見出される。『大堅固婆羅門緣起經』（大正01 p.210下）「彌體羅國」の「尾提呬城」（ミティラー国のヴィデーハ城）という表現さえある。しかしパーリのDN.019 'Mahāgovinda-s.' (vol.II p.220) は伝説的にレーヌ (Reṇu) 王がマハーゴーヴィンダに命じて国を7分割させ、その際にどの種族にいずれの都が築かれたかを示しているが、ヴィデーハ人にミティラーが築かれたとしており、関係は明確である。

tatra sudaṃ majjhe reṇussa rañño janapado hoti.

dantapuram kaliṅgānam, assakānañ ca potanam.

mahesayam avantīnam, sovīrānañ ca rorukam.

mithilā ca videhānam, campā aṅgesu māpitā;

bārāṇasī ca kāsīnam, ete govindamāpitā ti.

レーヌ王の国を中央にして、カリンガ国にダンタブラが、アッサカ国にポータナが、アヴァンティ国にマヘーサヤ（マヒッサティ）が、ソーヴィーラ国にロールカが、ヴィデーハ国にミティラーが、アンガ国にチャンパーが築かれた。カーシ国にバーラーナシーが。これらがゴーヴィンダによって築かれた⁽¹⁾。

(1) 対応する漢訳は以下の通り。

『長阿含經』003「典尊經」（大正01 p.030中）：

檀特伽陵城 阿婆布和城 阿槃大天城 鶖伽瞻婆城 數弥薩羅城 西陀路樓城

婆羅伽尸城 盡汝典尊造 五欲有所少 吾盡當相與 宜共理国事 不足出家去

『大堅固婆羅門緣起經』卷下（大正01 p.210中）：

中央境土。多人聚處。黎努王居。所有迦陵識國。捺多布囉城。摩濕摩迦國。喪惶那城。晚帝那國。摩呬沙摩城。蘇尾囉國。

勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。摩伽陀國。瞻波大城。波羅奈國。迦尸大城。如是七國。各分界已。時六人童子於彼彼處。

[4] 次に釈尊の時代に、ヴィデーハ人がどのような状態にあったのかを調査したい。つまり、よく言及されるようにヴァッジ連合を構成する一部族に過ぎなかったのか、それともマガダやコーサラのような大国に併合された状態

にあったのかということである。

[4-1] ヴァッジが八部族の連合国であったことの根拠は *DN.016 Mahāpari-nibbāna-s.* (vol.II p.074) に現れる、「旧来のヴァッジの法」‘*porāṇa vajjidhamma*’の註釈として *DN.-A.* (vol.II p.519) に説かれるヴァッジにおける裁判の慣習について説明の中に見られる。

「旧来のヴァッジの法」とは、ここでは、かつてヴァッジ王たちは、「これは盗賊です」と連れてこられた〔容疑者を〕見せられた時に、「こいつを盗賊として捕らえよ」と言わずに、司法官 (*vinicchayamahāmatta*) たちに与えた。彼らは裁き、もしも〔容疑者が〕盗賊でなければ放免し、盗賊であれば、自身で何もいわずに裁判官 (*vohārika*) たちに与えた。彼ら (裁判官) も〔容疑者が〕盗賊でなければ放免し、盗賊であれば〔ニーティ〕スッタの保持者 (*suttadhara*) たちに与えた。彼らも裁き、〔容疑者が〕盗賊であれば放免し、盗賊であれば八部族会議 (*aṭṭhakulakā*) に与えた。彼らも全く同様に行なって將軍に、將軍は副王に、副王は王に〔与えた〕。王は裁き、盗賊でなければ放免し、盗賊であれば判例 (*paveṇipotthaka*) を読み上げさせる。そこには「これを為した者にはこの罰が科される」と書かれている。王は盗賊の行為を判例と照らし合わせて、それに相応しい罰を行なったと、このように旧来のヴァッジの法を受持して振舞う〔王たち〕に対して、人々が怒ることはなく、「王たちは旧来の判例に従って行なっている。王たちに過失はない。我々にもみ過失がある」といって不放逸に仕事を行なう。このようにして王たちには繁栄がある。故に「阿難よ、ヴァッジ人には繁栄のみが期待され、衰退は期待されない」と言われる。

ここに言及される「八部族会議 (*aṭṭhakulakā*)」が、8つの部族 (*kula*) から選出された8人の代表者からなる組織と考えられており、ヴァッジが8つの部族から構成されていたことの唯一の根拠とされる⁽¹⁾。

しかしながらここにはヴィデー八族がヴァッジ連合に入っていたということには言及されておらず、ヴィデー八族がヴァッジ連合を構成する一部族だったという根拠がどこにあるのか不明である。

(1) *Malalasekera, Dictionary of Pāli Proper Names* の ‘*Vajji*’ の項目参照。

[4-2] しかしながら、ヴァッジが成立していた時に、ヴィデー八がもはや存在していなかったことを示すとも解される資料が存する。*MN.034 Cūḷagopālaka-s.* (vol.I p.225) に説かれる、釈尊がヴァッジ (*Vajji*) 国のウッカチェーラー (*Ukkacelā*) のガンガーの岸におられた時に語るマガダ人の愚かな牛飼いと賢い牛飼いの譬えである。

比丘らよ、昔 (*bhūtapubbam*)、マガダ人の愚かに生まれついた牛飼いが、雨期の最後の月の秋の季節に、ガンガーの此岸を観察せず、彼岸を観察せず、渡る場所でないところを、牛群を、よきヴィデー八人 (*suvideha*) の北岸へと渡そうとした。比丘らよ、そこで、牛群はガンガー河の中流において密集して、そこでそのまま不幸・災厄に遭遇した (溺死してしまった)。…… (方や賢く生まれついた牛飼いは、ガンガーの此岸・彼岸を観察してから、渡し場で牛群を無事に、よきヴィデー八人の北岸に渡した)。(*bhūtapubbam bhikkhave, māgadhako gopālako duppañña-jātiko, vassānaṃ pacchime māse saradasamaye, asamavekkhitvā gaṅgāya nadiyā orimaṃ tīraṃ, asamavekkhitvā pārīmaṃ tīraṃ, atitthen' eva gāvo patāresi uttaraṃ tīraṃ suvidehānaṃ. atha kho, bhikkhave, gāvo majjhe gaṅgāya nadiyā sote āmaṇḍaliyaṃ karitvā tatth' eva anayabyasanaṃ āpajjimsu.*)

上記の註である *MN.-A.* (vol.II p.265) を見ると、

「よきヴィデー八人たちの北方の岸」とは、ガンガーの此岸にマガダ国、彼岸にヴィデー八国があり、牛群をマガダ国からヴィデー八国に導いて保護しようと、北岸に渡した。これについて「よきヴィデー八人たちの北岸へと」と言われる。(*uttaraṃ tīraṃ suvidehānaṃ ti gaṅgāya orīma tīre magadharaṭṭham, pārīma tīre videharaṭṭham, gāvo magadharaṭṭhato videharaṭṭham netvā rakkhissāmi ti uttaraṃ tīraṃ patāresi. taṃ sandhāya vuttaṃ-“uttaraṃ tīraṃ suvidehānaṃ” ti.*)

ただし対応経の『雑阿含経』1248 (大正02 p.342上) は、場所を王舎城・迦蘭陀竹園とし、譬喩は「過去世時。摩竭提國有牧牛者。愚癡無慧夏末秋初不善觀察恒水此岸。亦不善觀恒水彼岸。而驅群牛。峻岸而下峻岸而上。中間洄洑多起患難」として対岸の国名に言及しない。『増一阿含経』043-006 (大正02 p.761中) は場所を「摩竭國神祇恒水側」とするが、「神祇」はウッカチェーラーの訳と思われる。「猶如摩竭牧牛人愚惑少智慧意欲從恒水此岸渡牛至彼岸」として過去の話とせず、また彼岸の国名にはやはり言及しない。

この譬喩は『増一阿含経』のように過去の物語でなくても十分意味を成しうる譬喩であるが、パーリの記述が冒頭において「昔に」 (*bhūtapubbam*) として、あえて過去であることを強調するのは理由のあることと思われる。すなわち釈尊がこの譬喩を語られた時、ウッカチェーラーはヴァッジ国内の地であるのでガンガーの北岸であるが、そこはもはやヴィデー八人の居住地ではなく、ヴァッジ国になっていたので「昔に」とする必要があるのだと考えられる。釈尊の時代にはマガダの対岸はヴァッジ国の勢力範囲であったのであろう。

また *MN.021 'Kakacūpama-s.'* (vol.I p.125) に言及される「舎衛城に住んでいた *Vedehikā* という名の女性資産家」の譬喩が、「昔に」 (*bhūtapubbam*) として述べられていることも同様に理解できるであろう (*bhūtapubbam ... imissā yeva sāvattiyā vedehikā nāma gahapatāni ahoṣi*)。対応経の『中阿含経』193「牟梨破群那経」 (大正01 p.744下) を見ても「昔時居居士婦。名鞞陀提」となっている。

[4-3] もとヴィデー八国であったところが、ヴァッジになったとすれば、ヴィデー八人がヴァッジ連合にそれを構成する一部族として吸収されたと考えることは理に適う。*Jātaka-aṭṭhakathā* がヴィデー八に言及する仕方もこれを裏付けるであろう。ヴィデー八国は過去世物語にのみ言及され⁽¹⁾、現在話には全く言及されない。現在話で言及されるのはミティラーが *Jātaka 541* で一度言及されるのみである。リッチャヴィ族への言及は現在話に限られ、過

去世物語には一度も言及されない⁽²⁾。*Jātaka* 全体を通してヴァッジに言及するのは *Jātaka 544* ‘Mahānāradakassapa-j.’ (vol.VI p.238) の一件のみであるが、それが過去世に言及されているのは例外的といえる。これは阿難の前生であるルジャー王女（ヴィデーハ王アンガティの娘）が自身の7つの転生を、父であるアンガティに語る中に言及されている。7つの転生（実際は8つになる）は、①マガダ国ラージャガハの鍛冶工（他人の妻と通じた）、②ヴァンサ国コーサンビーの長者の息子、③ロールヴァ地獄、④ベンナーカタ（Bheṇṇākata）の去勢されたヤギ、⑤森の去勢された猿、⑥ダサンナ（Dasaṇṇa）国の去勢された牡牛、⑦ヴァッジ国の大家（男でも女でもなかった）、⑧三十三天の天女の8つである。

以上からヴィデーハが過去の国であって、釈尊の時代には存在していなかったことが推測されるが、原始仏教聖典にヴィデーハ人とその都ミティラーが一緒に言及される記事が2つ存するので、次にそれを見よう。

- (1) 過去世物語でヴィデーハに言及するものは以下である。*Jātaka009* ‘Makhādeva-j.’ (vol.I p.137) *Jātaka160* ‘Vinilaka-j.’ (vol.II p.039)、*Jātaka264* ‘Mahāpanāda-j.’ (vol.II p.333)、*Jātaka406* ‘Gandhāra-j.’ (vol.III p.364)、*Jātaka408* ‘Kumbhakāra-j.’ (vol.III p.378)、*Jātaka489* ‘Suruci-j.’ (vol.IV p.319) 「ミティラーを都とするヴィデーハ王」（rājānaṃ vedehaṃ mithilaggahaṃ）、*Jātaka494* ‘Sādhina-j.’ (vol.IV p.356) 「ミティラーを都とするヴィデーハ王」、*Jātaka519* ‘Sambula-j.’ (vol.V p.090) 「ヴェーデーハの王女の子」（vedehaputto= tatha vedehaputto ti vedeharājadhītāya putto.）、*Jātaka524* ‘Saṃkhaṇḍa-j.’ (vol.V p.166) 「ヴィデーハ族出身者」（vedehaputta）、*Jātaka539* ‘Mahājanaka-j.’ (vol.VI p.030)、*Jātaka541* ‘Nimi-j.’ (vol.VI p.095) 現在話において釈尊の所在は「ミティラーのマカーデーヴァ・マンゴー林」（mithilaṃ upanissāya makhādevambavane）と示され、過去世物語の舞台は「ヴィデーハ国のミティラー」（vedeharāṭṭhe mithilanagare）である。*Jātaka543* ‘Bhūridatta-j.’ (vol.VI p.164) 「ヴィデーハ国のクシャトリヤ」（khattiyo … vedehānaṃ）、*Jātaka544* ‘Mahānāradakassapa-j.’ (vol.VI p.220)、*Jātaka546* ‘Mahūmmagga-j.’ (vol.VI p.463)

例外的なものとして、以下の2つがある

Jātaka283 ‘Vaḍḍhakisūkara-j.’ (vol.II p.403) に、「パセーナディ王の父マハーコーサラはピンビサーラ王に娘コーサラ・デーヴィーを嫁がせた」とあるがビルマ版によればこのコーサラ・デーヴィーは「ヴェーデーヒー」という名であったという（pasenadirāṇṇo pitā mahākosalo bimbisāraṇṇo dhītarāṃ vedehiṃ nāma kosala-deviṃ dadamāno）。

Jātaka455 ‘Mātiposaka-j.’ (vol.IV p.090) 偈において「カーシ国王・ヴェーデーハ」（kāsirājena vedehena）と呼ばれる人物が、物語の中ではバーラーナシーのブラフマダッタである。

なおここで *Jātaka283* の関連でピンビサーラ王の息子アジャータサットウが ‘Vedehiputta’、それから阿難が ‘Vedehamuni’ と呼ばれる問題について付言しておく。*DN.002* ‘Sāmañña-phala-s.’ (vol.I p.047) の註 (*DN.-A.* vol.I p.139) によれば、アジャータサットウが ‘Vedehiputta’ と呼ばれるのは、①コーサラ王の娘の息子の意味であり、ヴィデーハ王の息子の意味ではない（vedehiputto ti ayaṃ kosalarāṇṇo dhītāya putto, na vedeharāṇṇo）とする説と、② ‘vedehi’ とは「賢者」（pañḍita）の同義語であり、これは〔舎衛城の〕女性資産家ヴェーデーヒカー〔の名前の由来〕（*MN.021* ‘Kakacūpama-s.’ vol.I p.125）と、そして阿難が「ヴェーデーハ・ムニ」〔と呼ばれる（*SN.016-011* vol.II p.219）の〕と同様に、それによって知るところの智（veda）は、智（ñāṇa）の同義語であり、智によって（vedena）努め励む（ihati=ghaṭati, vāyamati）という意味で「ヴェーデーヒー」である。その「ヴェーデーヒー」の息子という意味で ‘vedehiputta’ である（vedehi ti pana paṇḍitādhi-vacanam etaṃ. yathāha- ‘vedehikā gahapatāni’ ‘ayyo ānando vedehamuni’ ti. tatrāyaṃ vacanatto- vidanti etenā ti vedo, nāṇass’ etaṃ adhivacanam. vedena ihati ghaṭati vāyamati ti vedehi. vedehiyā putto vedehiputto）と2説を挙げている。

MN.021 ‘Kakacūpama-s.’ (vol.I p.122) の註 *MN.-A.* (vol.II p.099) も同様の2説を挙げる。

vedehikā ti vedeharāṭṭhavāsikassa dhītā. atha vā vedo ti paññā vuccati, vedena ihati iriyati ti vedehikā, paṇḍitā ti attho.

「ヴェーデーヒカー」とは①ヴィデーハ国に住する者の娘の意である。あるいはまた②「ヴェーダ」は智慧（paññā）と言われ、ヴェーダによって努め励む、行為するという意味で「ヴェーデーヒカー」である。

②の説のみを挙げるのは以下のものである。

SN.003-002-004 (vol.I p.082) の註 *SN.-A.* (vol.I p.154) : vedehiputto ti vedehi ti paṇḍitādhivacanam etaṃ, paṇḍititthiyā putto ti attho.

〔アジャータサットウ・〕ヴェーデーヒプッタの「ヴェーデーヒー」とは女賢者（pañḍitā）の同意語であり、〔ヴェーデーヒプッタとは〕女賢者の息子の意である。

SN.016-010 (vol.II p.214) の註 *SN.-A.* (vol.II p.175) : Vedehamunino ti paṇḍitamunino. Paṇḍito hi nāpasāṅkhātena vedena ihati sabbakiccāni karoti, tasmā “vedeho” ti vuccati. Vedeho ca so muni cā ti, vedehamuni.

〔トゥラティッサー比丘尼が阿難を〕「ヴィデーハ出身の牟尼」と〔呼んだのは〕「智者牟尼」〔の意である。〕なぜなら智者は智と称されるヴェーダによって励み、すべての義務をなすので、それゆえ「ヴェーデーハ」と言われる。彼（阿難）は「ヴェーデーハ」にして牟尼であるという意味で〔トゥラティッサー比丘尼は阿難を〕「ヴェーデーハ牟尼」〔と呼んだのである〕。

なお、*Apadāna-A* (p.128) には以下のようにある。

Vedehamuni ti vedeharāṭṭhe jātā vedehi, vedehiyā putto vedehiputto. Monam vuccati nāṇam, tena ito gato pavatto ti muni. Vedehiputto ca so muni ceti “vedehiputtamuni” ti vattabbe “vaṇṇāgamo” ti-ādinā niruttinayena i-kārassa a-ttaṃ putta-saddassa ca lopaṃ katvā “vedehamuni” ti vuttaṃ.

Vedehamuni（阿難のこと）とは、ヴィデーハ国に生まれた〔娘〕が vedehi であり、その息子が vedehiputta である。智慧（mona）は智（ñāṇa）であり、それから転起したのが ムニ である。vedehiputta であって ムニ であるものは ‘vedehiputta-muni’ と呼ばれるべきであるが、「(1)字の増加、(2)字の交替、(3,4)字の変化と消失、(5)語根がその有する意味を超えてより多くの語意を具えることが、5種の nirukta と言われる」（varṇāgamo [varṇaviparyayaś ca dvau cāparau varṇavikāraṇāśau/ dhātos tadarthāṭṭhāyena yogas tad ucyaṭe pañcavidhaṃ niruktam/] *Kāśikavṛtti* vi.3.109）という nirutti の規則によって、「i」字を ‘a」に替えて putta の語を除去して vedehamuni と言われる。

以上のようにアッタカターは ‘vedeha’ ‘vedehi’ という語にヴィデーハ人の意味合いを含ませる解釈と含ませない解釈を有していた。含ませない解釈に少々強引さが感じられ、ここには、釈尊の時代におけるヴィデーハ人の存在を打ち消そうとし

た意図があるかもしれない。

参考：田村典子「仏弟子アーナンダの呼称について」『宗教研究』339号 2004年3月30日 日本宗教学会 pp.243-244

- (2) 現在話でリッチャヴィ族に言及するものは以下である。*Jātaka108* ‘Bāhiya-j.’ (vol.I p.420)、*Jātaka149* ‘Ekaṇṇa-j.’ (vol.I p.504)、*Jātaka152* ‘Sigāla-j.’ (vol.II p.005)、*Jātaka301* ‘Cullakāliṅga-j.’ (vol.III p.001)、*Jātaka465* ‘Bhaddasāla-j.’ (vol.IV p.148) *Jātaka544* ‘Mahānārada-kassapa-j.’ (vol.VI p.255) 結合においてスナッカッタの出身部族として挙がる。

[4-4] *MN.091 Brahmāyu-s.* (vol.II p.133) に以下の記事がある。釈尊が大比丘衆とともにヴィデーハ人間を遊行された時、ミティラーにいたブラフマーユ (*Brahmāyu*) が弟子のウッタラ (*Uttara*) を派遣して釈尊の三十二相を確かめさせる。ウッタラはヴィデーハ国において7ヶ月間釈尊に付き従う。ウッタラはミティラーに帰ってブラフマーユに報告する。釈尊がミティラーに来られ、マカーデーヴァ・アンバ林に滞在された時、ブラフマーユは優婆塞になり、釈尊が去った後に死ぬ。

ここには、釈尊が「ヴィデーハ人間を遊行した」 (*videhesu cārikaṃ carati*) とか、ウッタラが「ヴィデーハ人間をミティラーに向けて遊行に出た」 (*videhesu yena mithilā tena cārikaṃ pakkāmi*) といった表現が用いられているので、釈尊の時代にヴィデーハ人が少なくともミティラーに存していたことが分かる。

この対応経は『中阿含経』161「梵摩経」(大正01 p.685上)であるが、ここではパーリにない情報として、アジャータサットゥ・ヴェーデーヒプッタがブラフマーユにミティラーを封じていたという⁽¹⁾。この『中阿含経』の情報を信じるならば、ミティラーはマガダに併合されていたことになる。

- (1) 中阿含161「梵摩経」(大正01 p.685上)：我聞如是。一時佛遊鞞陀提国。與大比丘衆俱。爾時弥薩羅有梵志名曰梵摩。極大富樂資財無量。畜牧産業不可稱計。封戸食邑種種具足食豐。弥薩羅乃至水草木。謂摩竭陀王未生怨鞞陀提子。特與梵封。

[4-5] もう一点、注意を喚起しておきたいのは、原始仏教聖典中、ヴィデーハに関してミティラー以外の都や市や村の言及がない。ヴィデーハは *Jātaka-aṭṭhakathā* などのパーリのアッタカターにおいて「ヴィデーハ王国」 (*Videha-raṭṭha*) と呼ばれ、「王国 (*raṭṭha*)」とされることが多いが、一方ニカーヤと律では ‘*Videharaṭṭha*’ の用例は皆無である。

[5] 結論すれば以下のようなになる。ヴィデーハ人はかつて王国を形成していたが、釈尊の時代にはヴァッジ連合に取り込まれた結果、版図はほとんどなくなりミティラーにほぼぼそと住んでいるだけになったといった感がある。かわりに台頭したのがリッチャヴィ人であったのであろう。以上のような理由により、ヴァッジ国のミティラーとして処理をした。

(岩井 昌悟)